

船員保険疾病任意継続被保険者の方の保険料額

【令和3年4月分(4月納付分)～】

(単位:円)

標準報酬		報酬月額	船員保険料	
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額		9.93%	11.85%
1	58,000	円以上 ～ 63,000	5,759	6,873
2	68,000	63,000～73,000	6,752	8,058
3	78,000	73,000～83,000	7,745	9,243
4	88,000	83,000～93,000	8,738	10,428
5	98,000	93,000～101,000	9,731	11,613
6	104,000	101,000～107,000	10,327	12,324
7	110,000	107,000～114,000	10,923	13,035
8	118,000	114,000～122,000	11,717	13,983
9	126,000	122,000～130,000	12,511	14,931
10	134,000	130,000～138,000	13,306	15,879
11	142,000	138,000～146,000	14,100	16,827
12	150,000	146,000～155,000	14,895	17,775
13	160,000	155,000～165,000	15,888	18,960
14	170,000	165,000～175,000	16,881	20,145
15	180,000	175,000～185,000	17,874	21,330
16	190,000	185,000～195,000	18,867	22,515
17	200,000	195,000～210,000	19,860	23,700
18	220,000	210,000～230,000	21,846	26,070
19	240,000	230,000～250,000	23,832	28,440
20	260,000	250,000～270,000	25,818	30,810
21	280,000	270,000～290,000	27,804	33,180
22	300,000	290,000～310,000	29,790	35,550
23	320,000	310,000～330,000	31,776	37,920
24	340,000	330,000～350,000	33,762	40,290
25	360,000	350,000～370,000	35,748	42,660
26	380,000	370,000～395,000	37,734	45,030
27	410,000	395,000～425,000	40,713	48,585
28	440,000	425,000～	43,692	52,140

○令和3年度における疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、440,000円です。

○介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方であり、一般保険料率(9.93%)に介護保険料率(1.92%)が加わります。

○疾病任意継続被保険者の方の一般保険料率(9.93%)は、疾病保険料率(9.60%)と災害保健福祉保険料率(0.33%)を合計した率です。

- 疾病保険料率のうち、6.60%は保険給付等に充てられるための基本保険料率となり、3.00%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。

- 災害保健福祉保険料率は、健診等に充てられるものです。

保険料の納付方法

疾病任意継続被保険者の方の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。

納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、全国健康保険協会船員保険部までお問い合わせください。

前納による納付

3月と9月に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引になります。
納付期限は前納開始月の前月末となります。

《一定期間分》

6ヵ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分
12ヵ月分：4月分～翌年3月分